

UC オイルの飼料用油脂の安全性確保のためのガイドライン

平成 16 年 11 月 全国油脂事業協同組合連合会

目 次

1	飼料用油脂（UC オイル）の位置づけ	1
2	飼料用油脂の安全性の確保	2
3	法律、政令、省令（飼料安全法）	3
4	飼料用油脂（UC オイル）の安全性の確保	4
5	飼料用油脂安全性確保のための取組みの実態	4
6	全国油脂事業協同組合連合会の取組み	5
	（1）回収業者	6
	（2）再生業者（中間処理業者）及びレンダー	7
7	まとめ	8
	UC オイルとマニフェストの流れ	9
	飼料用油脂のトレーサビリティ（記録例）	10
	UC オイルとダイオキシン	11
	油断は大敵～関係者のすべてが細心の注意を～	11
	ダイオキシンによる汚染を絶対に起こさないために	12

1 飼料用油脂（UCオイル）の位置づけ

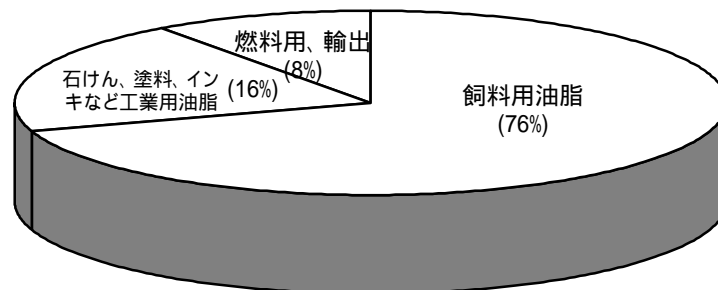
国内食用油の年間消費量は約250万トンで、UCオイル(Used Cooking Oil、以下、「UCオイル」という)の年間発生量は約45万トンと推定される。

このうち、外食産業、食品工業などから約25万トンが回収され、再生工場で精製・調整し、各用途に利用され資源のリサイクルにも大きく貢献している。

仕向先は、飼料用油脂が約7割を占め、他に脂肪酸、石けん、塗料、インキといった工業用油脂が約2割、燃料用（BDF：Bio Diesel Fuel、バイオディーゼル燃料、ボイラー燃料）及び輸出などが約1割となっており、UCオイルの仕向先として飼料用油脂は極めて重要である。

UCオイルとは、食用に供される動物油脂及び植物油脂を食品の製造・加工または調理の過程において使用された後に、また使用されずに排出される動物油脂をいう。

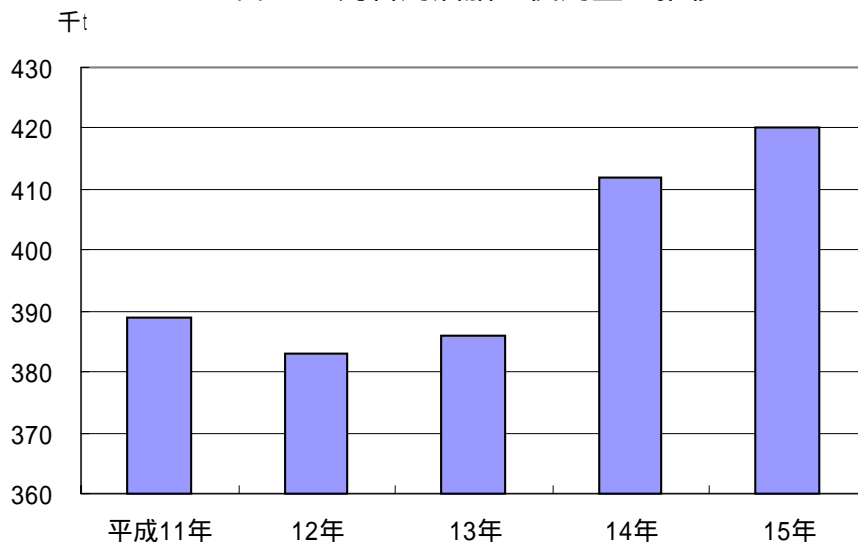
図 - 1 UCオイルの仕向先（割合）



UCオイルは、植物性の飼料原料だけでは家畜に必要なカロリーを確保できない場合のカロリーアップと、粉末原料の飛散防止の目的で、配合飼料（主に養鶏用）添加用として使用されている。

また、UCオイルは飼料用油脂全体の約5割を占めている。

図 - 2 飼料用油脂の使用量の推移



資料：農林水産省生産局畜産部

2 飼料用油脂の安全性の確保

我が国において平成13年に牛海綿状脳症（BSE）が発生して以来、食の安全を確保するため家畜の飼料原料についても厳格な品質管理が求められている。

廃掃法《廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）》において産業廃棄物とされているUCオイルは、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）により常に把握・管理されているが、BSEのまん延防止対策、ダイオキシン混入防止対策の一環として、従来にも増して厳格で、検証可能な取扱いが求められている。

また、油脂業界の一層の安定化を図るためには、飼料用油脂として求められているトレーサビリティ（生産履歴の追跡可能性）の確保が極めて重要である。

このためには、マニフェスト伝票を用いて、安全・安心・良品質の飼料用油脂とすべきである。

トレーサビリティ（生産履歴の追跡可能性）とは、食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の仕入先や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できる仕組みをいう。

3 法律、政令、省令（飼料安全法）

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
施行令（昭和51年政令第198号）
施行規則（昭和51年農林省令第36号）

この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

- (2) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
政令（平成14年政令第237号）
省令（平成14年農林水産省令第59号）平成14年7月4日施行
平成16年5月1日一部改正
- (3) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）
- (4) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について
平成16年2月26日付け15消安第6360号
- (5) 飼料及び飼料添加物の表示について
平成14年8月12日付け14生畜第3227号
- (6) 飼料用油脂の取扱いについて
平成15年3月19日付け14生畜第8201号
- (7) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について
平成15年9月16日付け15消安第1570号

4 飼料用油脂（UCオイル）の安全性の確保

(1) 牛海綿状脳症（BSE）の拡散防止

平成13年9月、わが国で初めての牛海綿状脳症（BSE）が発生し、食の安全と安心に対する消費者の関心が著しく高まっている。農林水産省では、牛肉の安全性に対する消費者の信頼性の確保とBSEまん延防止措置の的確な実施を目的として、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を平成13年9月に改正するとともに、平成14年6月には牛海綿状脳症対策特別措置法を公布し、肉骨粉を原料とする飼料の給与禁止措置や、牛個体情報の記録等を進めている。さらに、平成15年7月には、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）を公布し、牛の個体識別番号の一元管理により生産流通情報の把握（牛肉のトレーサビリティ）が可能となった。

(2) ベルギーで発生したような飼料用油脂のダイオキシン混入の発生防止

1999年にベルギーで、回収されたUCオイルに高濃度のダイオキシン類を含むトランスオイルが混入し、これを原料として使用した飼料を食べた豚や鶏などから生産された畜産物のダイオキシン類汚染事件が発生し、EU全体で大きな問題となった。

5 飼料用油脂安全性確保のための取組みの実態

(1) 飼料用油脂の安全性確保のための取組み状況

全組合員を対象としたUCオイルに関する実態アンケート結果によると、安全性を確保するために努力しているが90%、努力していないが3%、よくわからないが3%、無回答が3%となっている。

(2) 安全性確保のために努力している点（重複回答）

安全性を確保するために努力している業者について、どのような点を努力しているか聞いたところ、鉱物油などの異物が混入しないように注意しているが95%、トレーサビリティを確保するため記録をつけているが33%、飼料用油脂の保管にあたっては異物が混入しないような容器や倉庫を用いているが35%、収集先が確認できないUCオイル、家庭から排出（回収）されたUCオイルは飼料用油脂としないが20%、PCB検査などを行って

いるが5%、不溶性不純物の含有量が重量換算で0.15%以下であることを確認しているが15%、飼料製造業者の届出をしているが20%となっている。

アンケート対象数	93社
回答数 (内訳)	61社(回収率66%)
ア 回収のみを行う	42社
イ 再生業(中間処理業)で回収もする	14社
ウ レンダラーで回収もする	5社

資料：全国油脂事業協同組合連合会アンケート結果(平成14年)

6 全国油脂事業協同組合連合会の取組み

全国油脂事業協同組合連合会(以下、「全油連」という。)としては、UCオイルの現状及び飼料安全法等の関連法令の遵守、飼料用油脂の安全性の確保及び安定供給を図るため、以下の対策を講じる。

特に、UCオイルの飼料用油脂の安全性を確保するためには、二つの注意すべきポイントがある。一つ目は牛海綿状脳症(BSE)の拡散防止であり、二つ目はベルギーで発生したようなダイオキシン混入の発生防止である。この二つの拡散・発生防止のためには回収(収集運搬)及び再生(中間処理)の段階において次のことを厳守する必要がある。

全油連のマニフェスト伝票をご使用ください。

全油連では関係省庁のご指導のもとにUCオイルに最も適した独自のマニフェスト伝票を作成、配布しております。UCオイルの適正管理には全油連のマニフェスト伝票をご使用ください。

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-8-14

TEL 03-5833-5121

(1) 回収業者

収集運搬を受託する際は廃掃法に定められているように排出事業者と契約を締結し、マニフェスト伝票を用いること。

回収業者は排出事業者に対して異物が混入しないよう注意を喚起するとともに、回収（収集運搬）段階において異物とくに鉱物油が混入しないよう細心の注意を払うこと。また目視等により異物の混入のないことを確認すること。

マニフェスト伝票のない（収集先が確認できない）UCオイルは飼料用油脂としないこと。

家庭から排出（回収）されたUCオイルは飼料用油脂としないこと。

トレーサビリティの確保のため、何時、どこから、どの位、どのような種類のものを回収し、どこの再生業者（中間処理業者）またはレンダラーに納品したかなどについて記録・保管すること。

〔回収業者とは、UCオイルを外食産業、食品工業などからトラックまたはローリーにより収集運搬し、再生業者またはレンダラーに納品する業者をいう。〕



(2) 再生業者（中間処理業者）及びレンダラー

回収（収集運搬）段階及び再生（中間処理）段階において異物とくに鉱物油が混入しないよう細心の注意を払うこと。また目視等により異物の混入のないことを確認すること。

飼料用油脂の保管にあたっては、異物が混入しないような容器や倉庫を用い、可能な限り施錠すること。

マニフェスト伝票のない（収集先が確認できない）UCオイルは飼料用油脂としないこと。

家庭から排出（回収）されたUCオイルは飼料用油脂としないこと。

トレーサビリティの確保のため、何時、どこから、どの位、どのような種類のものを受入れ、どこのレンダラー、飼料メーカーに出荷したかなどについて記録・保管すること。（飼料安全法により8年間の記録の保管が義務づけられている。）

PCB等有害物質及び酸価等の品質について定期的に検査を行うこと。

飼料安全法で定められた成分規格（不溶性不純物の含有量が重量換算で0.15%以下又は0.02%以下）に適合することを確認すること。

飼料安全法に基づく飼料製造業者の届出を行うこと。

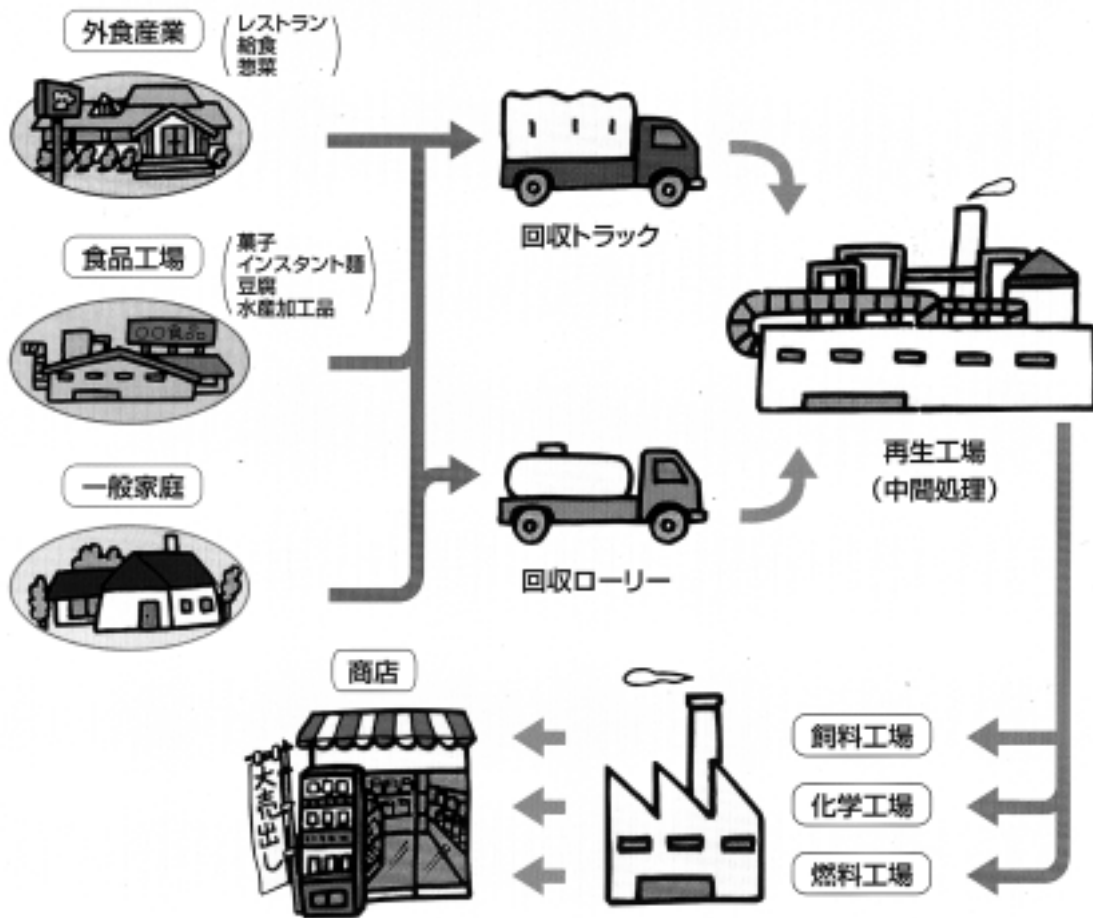
別添の種類に従い油脂を分類収集し、販売に際しては利用可能な用途を明示して販売すること。

回収業者と定期的に情報交換を行い、油脂の種類、有害物質、品質、規格等について支障が生じないような回収方法を検討すること。

飼料安全法に基づく動物性油脂の表示をすること。

再生業者（中間処理業者）とは、UCオイルを回収業者から受入れ精製・調整し、レンダラー、飼料メーカー、化学メーカーなどに出荷・販売する業者をいう。

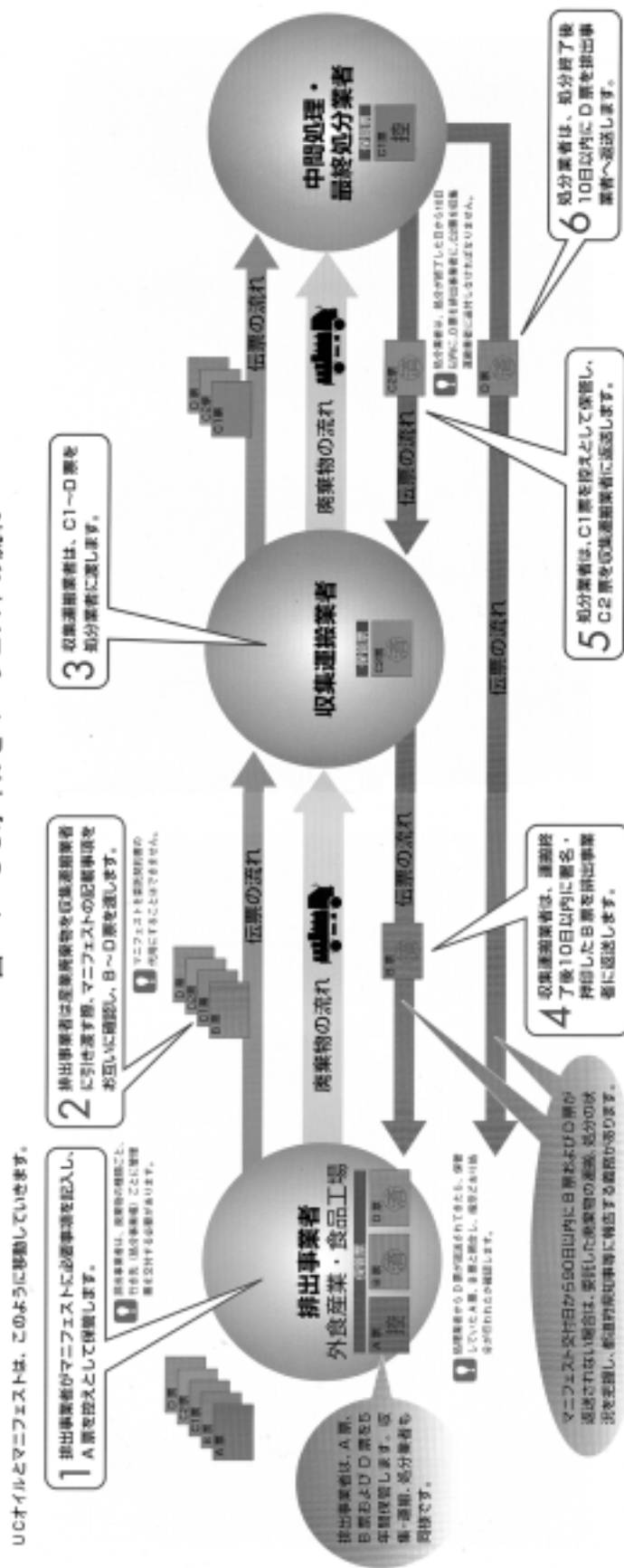
図 - 3 U C オイルをリサイクル



7 まとめ

全油連としては、U C オイルの約 7 割が飼料用油脂として利用されている実態と重要性を踏まえ、今後とも安全・安心・良品質の飼料用油脂を確保するため万全を期すとともに、関連業界とも協調して全組合員が共通認識のもとに飼料用油脂の安全性確保と安定供給のための取組みを行うことが極めて重要であると考えます。

図-4 UCオイルとマニフェストの流れ



この図は、農林水産省、国が食品産業センターで作成した「マニフェストシステムガイドブック」を基に作成しました。

飼料用油脂（UC オイル）のトレーサビリティ（記録例）

業者名 _____

1 回収業者

回 収				納 品			
回収年月日	回収先	回収量	種類	納品年月日	納品先	納品量	種類
平.16.10.15	ファミリーマート	7 缶	動植混合油	平.16.10.15	A 商店	1,000 kg	植物油
平.16.10.15	あさひ食堂	3 缶	植物油				
平.16.10.15	青葉小学校	5 缶	動植混合油				

業者名 _____ (株)

2 再生業者（中間処理業者）及びレンダラー

受 入				出 荷			
受入年月日	受入先	受入量	種類	出荷年月日	出荷先	出荷量	種類
平.16.10.16	B 商店	2,000 kg	植物油	平 16.10.18	D 油脂（株）	100,000 kg	植物油
平 16.10.16	C 油脂	3,000 kg	動植混合油	平.16.10.18	E 飼料	50,000 kg	

UCオイルとダイオキシン

近年、消費者の食品の安全性に対する関心はますます高まっています。その対象には、農薬、重金属、内分泌かく乱物質（いわゆる、環境ホルモン）など数多くの物質があげられています。ダイオキシン類もその一つですが、火山の噴火や火災などによっても発生することから、これを全くなくすことは不可能とされています。しかし、現在問題になっているダイオキシン類汚染の主な発生源は、ゴミ焼却場（塩化ビニールなどの塩素を含むゴミを300～400の低温で焼却した場合）や、農薬などの製造の際に生成する予期しない副産物であると言えます。また、PCBやその加熱分解物にも高濃度のダイオキシン類が含まれることが知られています。

UCオイルは、もともと食品の製造や、調理に用いられていた食用油脂ですから、保管や取扱いが適切である限り、人間（ヒト）や家畜・家禽の健康に影響を及ぼすほどのダイオキシン類が含まれるとは考えられず、UCオイルを原料として作られている飼料用油脂でダイオキシン類の汚染が問題となることはないと言ってもよいと考えられます。

油断は大敵 ～関係者のすべてが細心の注意を～

しかし、1999年ベルギーで、回収されたUCオイルに高濃度のダイオキシン類を含むトランスオイルが混入し、これを原料として使用した飼料を食べた豚や鶏などから生産された畜産物のダイオキシン類汚染事件が発生し、EU全体で大きな問題となりました。さらに、ベルギーでは2002年にも、飼料の小規模なダイオキシン類汚染発生が報道されています。

このような事件は本来起こるはずがないものですが、不注意や人為的なあやまちによりUCオイルでダイオキシン汚染が発生した場合には、畜産物だけでなく、食品全体へ計り知れない影響を及ぼす可能性があります。このようなことを起こさないためには、UCオイルを排出する食品製造業関係者や、回収および飼料用油脂製造関係者すべてが飼料用油脂の安全性について認識し、常に細心の注意を怠らないように努めることが必要です。

資料：(社)日本科学飼料協会のリーフレットによる。

ダイオキシンによる汚染を絶対に起こさないために

UCオイルの安全性を確保するため、UCオイル排出に係わる方々には、以下の事項を参考として、自社の状況に応じた対策をお願いいたします。

- 1 . UCオイルには水や夾雑物また異物などを含まないように注意する。
- 2 . UCオイルは食用油脂以外のものが残っていない清浄な容器に、蓋をして保管する。
- 3 . UCオイルの保管容器は定められた場所に他の廃棄物などと区分して保管する。また、保管場所のそばに機械油などの鉱物油を置かない。
- 4 . UCオイルの保管容器は外部から異物が混入しないように屋内で保管する。屋外で保管する場合はシートなどで覆いをするか、専用のタンクなどの密閉容器を用いる。
- 5 . UCオイルを処分する際には、他の廃棄物などが混入しないように注意する。
- 6 . UCオイルの管理責任者を定め、常に保管・管理および処分が確実に実施されるようにする。

資料 : (社) 日本科学飼料協会のリーフレットによる。